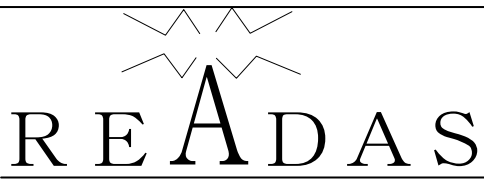


第 5562 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 9月30日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## マイナンバーと源泉徴収

**Q**：マイナンバー制度に係る源泉徴収事務を行う場合、どのような点に注意が必要ですか？

**A**：個人番号と身元を併せて、本人確認をしなければなりません。

### 【解説】

#### ①マイナンバーの取得と本人確認

源泉徴収義務者である会社は、平成28年1月以後、従業員から従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出してもらわなければなりません。そしてこの場合には、従業員等の個人番号の確認と身元確認を併せて行い、本人確認をしなければなりません。ただし、この場合、本人確認を行うのは給与所得者本人のみで、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者本人が行うことになります。

#### ②個人番号の記載の省略

平成29年1月以後、会社が、以下の申告書に記載すべき従業員本人、控除対象配偶者、扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、従業員は、その帳簿に記載されている者の個人番号をその申告書に記載しなくてよいこととなりました。

- ・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ・従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
- ・退職所得の受給に関する申告書

(※)①から③の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成した帳簿に限る。

